

## Q&A

### 55周年を迎えた検察審査会



**Q** 最近、検察審査会のことが新聞記事になっているのを見かけたのですが、どのような仕事をしているところなのですか。

**A** 罪を犯したとして疑いをかけられている人(被疑者)を刑事裁判にかけるための手続を起訴といい、これは、検察官が行うことになっています。検察審査会は、検察官が被疑者を起訴しなかったこと(不起訴処分)の善しあしを審査することを主な仕事としています。この検察審査会制度は、昭和23年に我が国に生まれ、今年は、制度が発足してから55周年に当たります。

**Q** 検察審査会は、一般の人から選ばれた人たちで構成されていると聞いたことがあるのですが。

**A** そうです。衆議院議員の選挙権を持つ国民の中から、それぞれの地域ごとに「くじ」で11人の検察審査員が選ばれます。また、検察審査員が審査会議に出席できない場合などに備えて、代わって検察審査員の仕事をする補充員11人が、あらかじめ同様の方法で選ばれます。



リーフレット「あなたのためのイレブン 検察審査会」より

**Q 審査はどのような方法で行うのですか。**

A 11人の検察審査員が審査会議を開いて、検察庁から起訴されなかった事件の捜査記録を取り寄せて調べるほか、必要があれば申立人、検察官や証人を呼んで事情を聞くなどして、不起訴処分の善しあしを国民の視点で検討します。

**Q 審査会議で検討して、どのような結論を出すのですか。**

A 審査の結果、不起訴処分は相当だという結論に達したときは「不起訴相当」という議決をします。逆に、捜査が不十分で、もっと捜査をした上で起訴するかしないかの結論を出すべきだという結論に達したときは「不起訴不当」という議決をします。さらに、不起訴処分は正しくない、起訴すべきだという結論に達したときは「起訴相当」という議決をします。

**Q 検察審査会が審査した結果は、どのように扱われるのですか。**

A 検察審査会は、議決の内容を不起訴処分をした検察官が所属する地方検察庁の長である検事正に通知します。「不起訴不当」や「起訴相当」の議決がされたときは、検察官は、これを踏まえて、起訴すべきか、起訴しないままでよいのかを再検討することになります。そして、その結果、起訴すべきだとの結論に達した場合には、起訴の手続をとることになるのです。

このように、現在は、起訴するかどうかの最終的な判断を検察官が行うことになっているのですが、司法制度改革審議会の中で、検察審査会の議決のうち一定のものについて、検察官が起訴をするかどうかについても、法律上の拘束力を与える制度を

導入すべきであるという意見が出されました。そこで、現在、具体的な制度作りのための作業が進められています。



リーフレット「ごぞんじですか？ 検察審査会」より

**Q 「起訴相当」や「不起訴不当」の議決のあった事件について、検察官が実際に起訴した例はどれくらいあるのですか。**

A これまでに全国に 201 か所ある検察審査会が審査した結論に基づいて、検察官が再検討の結果起訴した事件は、平成 14 年末までに 1,100 件を超えており、その中には懲役 10 年といった重い刑に処せられたものもあります。

**Q 55 年の歴史を持つ制度であるとのことですが、検察審査会では、これまでにどれくらいの事件を審査したのですか。**

A 検察審査会の制度が発足してから平成 14 年末までに、全国で約 13 万 8,000 件の事件を審査しています。その中には水俣病事件、日航ジャンボジェット機墜落事件、薬害エイズ事件、脳死臓器移植事件といった社会の注目を集めた事件も含まれています。

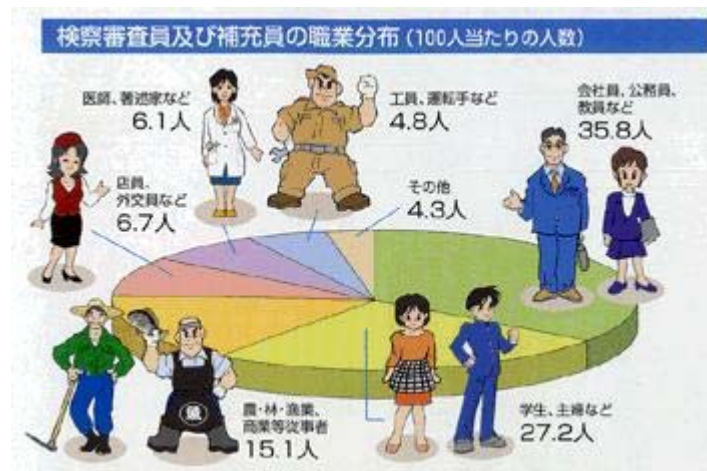
**Q これまでに検察審査員や補充員として選ばれた方もかなりの人数に上るわけですね。**

A はい。制度発足後、延べ約 49 万人の方が検察審査員や補充員に選ばれています。

**Q 検察審査員は「くじ」で選ばれるということでしたが、そうすると、だれでも検察審査員に選ばれる可能性があるのですね。**

A そうです。また、最近、法律が改正されて、視覚、聴覚、言語に障害のある方も検察審査員として活躍していただくことになりました。

もし、検察審査員や補充員に選ばれたときは、刑事司法に国民の声を反映させる貴重な機会ですので、積極的にこの制度にご協力いただきたいと思います。



リーフレット「あなたのためのイレブン 検察審査会」より